

負担金の請求に伴う予算書の適正化について

対象受検機関：大阪マラソン組織委員会

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																																								
<p>1 負担金の概要 大阪マラソン組織委員会（以下「委員会」という。）が実施する大阪マラソン開催業務に対し、大阪府及び大阪市は行政負担金として各90,000千円を交付している。 委員会は毎年4月に府市あて負担金を請求している。（予算内訳を添付。）</p> <p>2 負担金の使途 【負担金】</p> <table border="1" data-bbox="240 661 1190 898"> <tr> <td>大阪府 90,000千円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">→ 180,000千円</td> <td>【使途】</td> </tr> <tr> <td>大阪市 90,000千円</td> <td>広報関連経費 154,800千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>事務局経費 25,200千円</td> </tr> </table> <p>3 府市へ報告された負担金「事務局経費」の予算額とその実績 平成28年度の年度当初に同委員会が府市に提出している行政負担経費内訳の「事務局経費」は、事務局を1年間運営するために必要な経常経費項目（組織委員会及び同専門部会運営経費、大阪陸上競技協会職員報酬、顧問会計士報酬、事務局職員旅費、その他消耗・需用費等）からなっている。 平成28年度負担金の精算時に府市へ提出した事務局経費の決算額と負担金請求時に提出した予算内訳との比較は以下のとおり。 (平成28年度)</p> <table border="1" data-bbox="240 1194 1472 1507"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予算 (A)</th> <th>決算 (B)</th> <th>差引 (B) - (A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①組織委員会運営経費</td> <td>1,900,000 円</td> <td>670,020 円</td> <td>△ 1,229,980 円</td> </tr> <tr> <td>②組織委員会専門部会運営費</td> <td>2,700,000 円</td> <td>436,510 円</td> <td>△ 2,263,490 円</td> </tr> <tr> <td>③報酬（大阪陸上競技協会職員分）</td> <td>11,000,000 円</td> <td>8,400,000 円</td> <td>△ 2,600,000 円</td> </tr> <tr> <td>④報酬（事務局顧問会計士分）</td> <td>3,000,000 円</td> <td>1,200,000 円</td> <td>△ 1,800,000 円</td> </tr> <tr> <td>⑤事務局職員旅費</td> <td>3,200,000 円</td> <td>2,298,139 円</td> <td>△ 901,861 円</td> </tr> <tr> <td>⑥その他消耗・需用費等</td> <td>3,400,000 円</td> <td>12,435,177 円</td> <td>9,035,177 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25,200,000 円</td> <td>25,439,846 円</td> <td>239,846 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 「⑥その他消耗・需用費等」の決算額には、大会当日の医師・看護師に対する医事救護従事者謝金（2,560千円）、商店街広報グッズ制作・発送費（701千円）、大会アンケート委託料（998千円）、翌年度の大会広報を兼ねた東京マラソンEXPO出展関係費用（3,400千円）等が含まれており決算額は予算額を大きく上回っている。</p> <p>○ ①～⑤については、いずれも決算額が予算額を大幅に下回っている。</p>	大阪府 90,000千円	→ 180,000千円	【使途】	大阪市 90,000千円	広報関連経費 154,800千円			事務局経費 25,200千円	項目	予算 (A)	決算 (B)	差引 (B) - (A)	①組織委員会運営経費	1,900,000 円	670,020 円	△ 1,229,980 円	②組織委員会専門部会運営費	2,700,000 円	436,510 円	△ 2,263,490 円	③報酬（大阪陸上競技協会職員分）	11,000,000 円	8,400,000 円	△ 2,600,000 円	④報酬（事務局顧問会計士分）	3,000,000 円	1,200,000 円	△ 1,800,000 円	⑤事務局職員旅費	3,200,000 円	2,298,139 円	△ 901,861 円	⑥その他消耗・需用費等	3,400,000 円	12,435,177 円	9,035,177 円	合計	25,200,000 円	25,439,846 円	239,846 円	<p>負担金の精算に当たり、府市へ提出の報告書によれば、予算と決算に著しい乖離が複数年に渡り生じており、実態に合った予算（経費内訳）となっておらず委員会の予算書との整合性も取れていない。</p> <p>また、「⑥その他消耗・需用費等」の決算において、東京マラソンEXPO出展関係費用など広報に関する経費が事務局経費で処理されている。</p>	<p>毎年度一定の費用が発生する経費については、項目ごとに所要見込み額を十分精査の上、予算（経費内訳）を府市に提示するとともに、委員会の予算書との整合性についても留意されたい。</p> <p>また、事務局経費で処理されている広報に関する経費については、その処理区分について、適切に処理されたい。</p>
大阪府 90,000千円	→ 180,000千円		【使途】																																							
大阪市 90,000千円		広報関連経費 154,800千円																																								
		事務局経費 25,200千円																																								
項目	予算 (A)	決算 (B)	差引 (B) - (A)																																							
①組織委員会運営経費	1,900,000 円	670,020 円	△ 1,229,980 円																																							
②組織委員会専門部会運営費	2,700,000 円	436,510 円	△ 2,263,490 円																																							
③報酬（大阪陸上競技協会職員分）	11,000,000 円	8,400,000 円	△ 2,600,000 円																																							
④報酬（事務局顧問会計士分）	3,000,000 円	1,200,000 円	△ 1,800,000 円																																							
⑤事務局職員旅費	3,200,000 円	2,298,139 円	△ 901,861 円																																							
⑥その他消耗・需用費等	3,400,000 円	12,435,177 円	9,035,177 円																																							
合計	25,200,000 円	25,439,846 円	239,846 円																																							

○ なお、平成27年度についても確認したところ、以下のように平成28年度と同様の状況であった。
(平成27年度)

項目	予算 (A)	決算 (B)	差引 (B) - (A)
①組織委員会運営経費	1,900,000 円	911,660 円	△ 988,340 円
②組織委員会専門部会運営費	2,700,000 円	323,740 円	△ 2,376,260 円
③報酬 (大阪陸上競技協会職員分)	11,000,000 円	8,400,000 円	△ 2,600,000 円
④報酬 (事務局顧問会計士分)	3,000,000 円	1,200,000 円	△ 1,800,000 円
⑤事務局職員旅費	3,200,000 円	2,401,102 円	△ 798,898 円
⑥その他消耗・需用費等	3,400,000 円	12,003,377 円	8,603,377 円
合計	25,200,000 円	25,239,879 円	39,879 円

※ 「⑥その他消耗・需用費等」の決算額には、大会当日の医師・看護師に対する医事救護従事者謝金(2,320千円)、商店街関連事業費(1,269千円)、関西大学共同研究費用(アンケート調査に基づく意識調査分析委託)(998千円)、翌年度の大会広報を兼ねた東京マラソンEXPO出展関係費用(2,444千円)等が含まれている。

4 委員会が作成している決算報告書

委員会が作成した平成28年度収支決算報告によれば、事務局経費に係る予算額及び決算額は以下のとおりである。 ※項目内の丸数字は府市へ提出の予算内訳に対応する部分を示す。

項目	予算 (A)	決算 (B)	差引 (B) - (A)
【組織委員会等運営経費】 委員等への謝礼、旅費等 ①、②	1,400,000 円	1,106,530 円	△293,470 円
【事務局運営経費】	23,933,197 円	24,333,316 円	400,119 円
報酬 (陸協職員2名分) ③	8,400,000 円	8,400,000 円	0 円
報酬 (医療救護従事者謝金)	2,600,000 円	2,560,000 円	△40,000 円
報償費 (顧問会計士報酬) ④	1,200,000 円	1,200,000 円	0 円
旅費 (職員旅費) ⑤	2,800,000 円	2,298,139 円	△501,861 円
委託料 (第6回開催事業費等)	1,700,000 円	701,811 円	△998,189 円
委託料 (第7回開催準備事業費等)	2,800,000 円	0 円	△2,800,000 円
需用費・役務費等 ⑥	4,433,197 円	4,434,675 円	1,478 円
その他 (東京マラソンEXPO出展等)	—	4,738,691 円	4,738,691 円
合計	25,333,197 円	25,439,846 円	106,649 円

- ・ 顧問会計士報酬予算額は、府市へ提出の予算内訳では3,000千円であるが、委員会の予算書上は1,200千円となっている。
- ・ 委託料として総額で4,500千円計上しているが、実績は700千円と大きく乖離している。
- ・ その他経費については、予算計上されていないが、「東京マラソンEXPO出展関係費用」など毎年執行が見込まれているが、これらの経費を当初から予算上定めていない。
- ・ また、その他経費は委員会の予算書では計上されていないが、府市へ提出の予算内訳では「その他消耗・需用費等」として項目が上がっている。(3,400千円)

措置の内容

府市へ提出する委員会予算（経費内訳）については、項目ごとに所要見込み額を十分精査の上、委員会の予算書とも整合性を図りながら作成することとした。
また、事務局経費で処理されていた広報（東京マラソンEXPO出展）に関する経費については、経費内訳において、広報関連経費として計上するよう改めた。

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月12日及び同月13日）

支払業務に係るチェック体制の整備等について

対象受検機関：大阪マラソン組織委員会

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>インターネットバンキングを利用して支払業務が行われており、システム上の送信権限は総務企画課長及び担当者（総務企画課課長補佐）に付与されている。 担当者はインターネットバンキングにおける振込用の支払データを作成し、「同データ（紙）」と「画面上のデータ」を総務企画課長の確認立会のもと、振込（支払データ送信）に必要となる利用者確認暗証番号を総務企画課長の面前で同担当者が入力し、システム上の送信業務を行っている。 なお、「同データ（紙）」には、支払に必要な見積書、請求書等が添付されている。</p> <p>(組織図)</p> <pre> graph LR A[事務局長] --- B[次長] B --- C[総務企画部長] B --- D[事業運営部長] B --- E[競技運営部長] C --- F[総務企画課長] C --- G[課長 (イベント担当)] F --- H[総務企画課課長補佐] F --- I[総務企画課主査] D --- J[以下、省略] E --- J </pre>	<p>担当者は、インターネットバンキングにおける振込用データを作成し、総務企画課長に画面上で振込内容の確認立会のもと、システム上の送信業務を行っているが、総務企画課長が不在でも同担当者が単独で振込データを作成し、送信業務を行うことが可能な状況にある。</p>	<p>インターネットバンキングにおける振込用データの作成者と同データの送信者を分離するなどして、誤送金等を防止するための事前・事後のチェック体制を整備・運用されたい。</p>
措置の内容		
<p>監査の指摘を受け、インターネットバンキングへのログインと振込用データの作成は総務企画課課長補佐の権限（ログインパスワードを管理）とし、振込用データの送信に必要となるパスワードの発行・入力は総務企画課長の権限（※ハードウェアトークンを管理）とすることで、支払業務を分離し、誤送金等を防止する措置を講じた。 ※ハードウェアトークン カードサイズのワンタイムパスワード発行機器（振込先の口座番号を入力することで、一度限り有効なパスワードを発行）</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月12日及び同月13日）

デリバティブ取引における手続不備及び運用ルールの見直しについて

対象受検機関：大阪高速鉄道株式会社

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 デリバティブリスク管理方針 大阪高速鉄道株式会社は、一部の長期借入金について金利変動リスクを回避するため、金利スワップ(※1)取引を利用して金利の固定化を図ることとしている。このため、平成16年にデリバティブリスク管理方針(以下「管理方針」という。)を策定し、デリバティブ(※2)取引の目的、取引限度額、リスク管理のための手続等について定めている。</p> <p>【デリバティブリスク管理方針】</p> <p>1. 管理対象とするリスクとデリバティブ取引の目的</p> <p>(1)当社は、借入金・社債にかかる金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行う。</p> <p>(3)デリバティブ取引に組み込まれた商品を取引する場合は、本管理方針に基づき取引を行う。</p> <p>5. ヘッジの有効性の評価</p> <p>(1)事前テスト 新たなデリバティブ取引を取組む場合は、その有効性を判断するため、実施前に総務部長により事前テストを行う。</p> <p>(2)事後テスト 半期ごとに経理課長は、ヘッジの有効性を判断するため、事後テストを実施する。</p> <p>7. デリバティブ取引の限度額</p> <p>(2)デリバティブ取引の最大損失額を2千万円とする。デリバティブ取引による損失評価額が当該上限に近付いた場合、総務部長はこれを役員会に報告する。役員会は、ヘッジの解除を行わなければならない可能性を検討し、書面にてヘッジ取引に係る具体的な指示を経営企画課長に行う。</p> <p>2 取引及び会計処理の概要</p> <p>① 平成27年11月27日；想定元本を計1,995百万円とする金利スワップ契約を3民間金融機関と締結 (取引開始日：平成28年10月28日 取引終了日：平成38年9月30日)</p> <p>② 平成28年3月31日；期末時価評価において96百万円の含み損 ヘッジ会計(※3)を適用し、繰延ヘッジにより金利スワップ契約にかかる損益を純資産の部に計上</p> <p>③ 平成28年10月28日；ヘッジ対象である想定元本と同額の借入契約締結 (取引開始日：平成28年10月28日 取引終了日：平成38年9月30日)</p> <p>④ 平成29年3月31日；期末時価評価において86百万円の含み損 ヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジにより金利スワップ契約にかかる損益を純資産の部に計上</p>	<p>1 管理方針において、</p> <p>①ヘッジの有効性の評価のための事前及び事後のテスト</p> <p>②損失評価額が2千万円に近付いた場合の総務部長による役員会への報告並びに役員会によるヘッジ解除の可能性の検討及び書面による具体的指示を行うこととしているが、いずれも行われていなかった。</p> <p>2 平成16年に策定された管理方針について、事業規模や財務体質、資金調達にかかる状況変化等を踏まえた見直しが行われていない。</p> <p>【用語解説】</p> <p>※1 金利スワップとは 同一通貨による債務で、支払い利子が異なる場合、それを交換する取引。変動金利の債務者と固定金利の債務者との間で、それぞれの利払い債務を交換するなど。【大辞林】</p> <p>※2 デリバティブとは 債券・株式など本来の金融商品から派生した金融取引。先物取引・オプション取引・スワップ取引などによるものがあり、価格変動リスクの回避、低コストの資金調達、高利回りなどの特徴がある。金融派生商品【大辞林】</p> <p>※3 ヘッジ会計とは 資産の価格変動などのリスクを回避するための一定の要件を満たすヘッジ取引において、その損益を同一の会計期間に認識し、財務諸表に反映させる会計処理【大辞林】</p>	<p>1 管理方針に基づき、事前及び事後のテストや役員会への報告等リスク管理のための手続を適切に実施されたい。</p> <p>2 デリバティブ取引のリスクを認識したうえで状況変化等を踏まえ、管理方針の見直しについて検討されたい。</p>

措置の内容

該当する取引については、今後、デリバティブリスク管理方針に基づき、適時適切に「事前テスト・事後テスト」の実施や経営会議への報告などリスク管理の手続を確実に行う。
また、現在のデリバティブ取引額や今後の資金調達を勘案し、専門家（公認会計士、弁護士）にも相談の上、実態に見合うようデリバティブリスク管理方針を改正（平成30年3月29日付）しデリバティブリスク管理方針に記載している管理者に対し、それぞれの役割を周知した。

監査（検査）実施年月日（委員：平成30年1月12日、事務局：平成29年11月9日から平成29年11月10日まで）

資金計画・調達について

対象受検機関：大阪高速鉄道株式会社

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)														
<p>1 近年の財務状況 大阪高速鉄道株式会社（以下「大阪高速鉄道」という。）は、平成24年度時点で55億円の累積損失を抱えており、前中期経営計画「大阪モノレール中期経営計画＜平成25年度～平成29年度＞」において、累積損失を平成28年度に解消することを目標に掲げていたが、収入増加に向けた取組やコスト削減の取組のほか、沿線大規模施設の相次ぐオープン等の沿線状況の変化もあり、計画より1年前倒しで累積損失を解消した。</p> <p>2 平成28年度における預金及び借入金等 (1) 預金 (単位：千円) (2) 借入金 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="246 709 1748 821"> <thead> <tr> <th>普通預金</th> <th>定期預金</th> <th>計</th> <th>期首残高</th> <th>当期増加額</th> <th>当期減少額</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,363,964</td> <td>750,000</td> <td>5,113,964</td> <td>14,005,560</td> <td>3,495,000</td> <td>4,536,950</td> <td>12,963,610</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成29年3月末現在)</p> <p>(3) 受取利息及び配当金 15,186千円 (4) 支払利息 265,629千円</p> <p>3 手元資金残高 平成28年度は最少でも2,264百万円（平成29年度（9月まで）は2,790百万円）の現金及び預金の月末残高を有するとともに、1,600百万円の余剰資金運用を行っている。その一方で平成28年度に3,495百万円の借入を行っている。 (1) 現金及び預金の月末残高 平成28年度は最大で5,136百万円、最少で2,264百万円を有している（平成29年度（9月まで）は最大で3,176百万円、最少で2,790百万円。） (2) 余剰金 公益財団法人大阪産業振興機構の実施するキャッシュ・マネジメント・システム（以下「CMS」という。）を利用し、平成28年度及び平成29年度ともに1,600百万円の余剰資金運用を行っている。</p> <p>4 借入条件等 (1) 平成28年度の借入金利 定期預金の金利は0.01%前後、CMSの金利は0.40%～0.42%。これに対し、平成28年度の借入（11件）の金利は1.29%～2.23%（いわゆる逆ザヤ運用となっている。） (2) これまでの借入状況 これまでの資金調達は、すべて長期借入で行っている。最大借入先は政府系金融機関であり、長期の事業資金の借入先としては妥当と考えられる。一方、民間金融機関からの借入のうち、大部分を占める3金融機関からの借入については、平成25年度からの状況を確認したところ、借入期間が政府系金融機関や他の民間金融機関からの借入に比べ短いものであるにもかかわらず、金利がこれらより高く（一般的には借入期間が長い方が金利は高くなる）、大阪高速鉄道にとって不利なものになっている。（平成28年度における最大金利差：0.94%、最小金利差：0.32%）</p>	普通預金	定期預金	計	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	4,363,964	750,000	5,113,964	14,005,560	3,495,000	4,536,950	12,963,610	<p>1 事業規模、利益状況及び安定したキャッシュフローを見込むことができる事業の性質に照らし、高水準の現金・預金残高を保有しているにもかかわらず、多額の借入金を抱えている。また、平成28年度借入については、現金及び預金の残高、余剰資金並びにいわゆる逆ザヤとなっている運用状況から見て、借入の必要性に疑義がある。</p> <p>2 財務状況の改善により与信能力が高まってきているにもかかわらず、3民間金融機関とは不利な条件で継続的に取引している。</p>	<p>1 手元資金残高の適正水準及び借入の必要性をより厳密に精査するとともに、金利負担の軽減に向けた取組を検討されたい。</p> <p>2 民間金融機関からの借入については、より有利な条件での資金調達に努められたい。また、短期借入金での資金調達も含め、多様な資金調達手段について検討されたい</p>
普通預金	定期預金	計	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高										
4,363,964	750,000	5,113,964	14,005,560	3,495,000	4,536,950	12,963,610										

措置の内容

手元資金残高の適正水準（金額）を再検討した結果、考え方は従前どおりとするが、これまで現預金残高のみを対象としていたものを、余剰運用資金（＝CMS）も手元資金の対象に含めることに改め、併せて、資金調達先の選定方法、資金調達手段などを変更する方針を平成30年3月20日に決定した。
また、上記方針に基づき、政府系金融機関及び同行レベルの好条件を提示した金融機関から資金調達を行った。
今後とも、金利の低減に向け自己資金を活用するとともに、多様な資金調達を視野に入れながら金融機関との協議交渉を継続的に実施していく。

監査（検査）実施年月日（委員：平成30年1月12日、事務局：平成29年11月9日から平成29年11月10日まで）

現金及び預金通帳の管理について

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>一般財団法人 大阪府青少年活動財団</p>	<p>当該財団が運営を行っている自主施設において、日々の現金残高照合が行われておらず、現金の管理が不十分となっていた。 また、経営企画部の金庫内において、平成22年5月以降使用されていない通帳（残高0円）があり、その存在を担当者も把握していない状態となっていた。</p>	<p>正確な現金残高を把握する観点から、現金残高の管理を徹底されたい。 また、通帳の管理については、不正な利用を防止する観点から、不必要な通帳は解約するなど適正な管理を検討されたい。</p> <p>【一般財団法人 大阪府青少年活動財団 会計規程】 第19条 現金は、日々の現金出納終了後の残高と現金出納簿を照合しなければならない。</p>	<p>自主施設における日々の現金残高照合については、指摘後速やかに照合表を作成することとし、確認作業の手順についても、組織内で共有化をはかった。 経営企画部の金庫内の不使用の通帳においても指摘後速やかに解約処理を行った。 今後、それぞれの直接監督責任者は現金の流れや金融機関口座の利用状況を把握し、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成-年-月-日、事務局：平成29年11月1日及び同月2日まで）

固定資産の登録誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>公益財団法人 大阪国際平和センター</p>	<p>平成27年4月30日に取得したソフトウェア2件（映像システム制作②1,525,425円及び映像システム制作③817,581円）は、異なる固定資産であるにもかかわらず、取得日・耐用年数ともに同一であることから、固定資産台帳上一括（2件の計2,343,006円）して登録していた。 また、それぞれ取得価額が異なっているため、どちらか一方を除却する場合には対象資産の除却時の簿価を算出する必要があるため、取得時の資料に遡って取得価額を確認しなければならない状態となっていた。</p>	<p>登録内容の修正を行うとともに、固定資産の登録単位について、周知徹底を図り、今後、新たに取得する固定資産については、どのような単位で登録すべきかを十分検討の上、固定資産の管理に資するよう、固定資産台帳登録を行われない。</p>	<p>今回指摘があったソフトウェア2件については分割して登録した。 今後、新たに取得する固定資産については登録すべき単位を十分検討の上、適切な取得単位で固定資産台帳に登録する。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年12月19日、事務局：平成29年10月17日及び同月18日）

領収証の適正管理について

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>公益財団法人 大阪国際平和センター</p>	<p>館内受付では、入館者（※）やオリジナルグッズ（「写真集」、「冊子」、「絵はがき」、「Tシャツ」等）の購入者からの要望に基づき、領収証を作成・発行している。</p> <p>領収証は1冊50組（2枚複写）であり、発行した領収証の控えは事務局長・事務局次長が金額等の記載内容を確認しているとのことであったが、確認の事実を証明する証跡が残されておらず、実際にモニタリングが行われているか不明であった。</p> <p>また、使用中の領収証綴りについては、未使用の領収証にも領収印（法人印）が押印されていた。</p> <p>（※）高校生以上は入館料が必要（65歳以上、障がい者の方は無料）</p>	<p>使用した領収証について、使用者以外の上司がその内容を確認し、その証跡を残すよう留意されたい。</p> <p>また、未使用の領収証の管理については、紛失等を防止するための運用を整備されたい。</p>	<p>使用した領収証については、閉館業務の際に事務局長・事務局次長が毎回確認し、その証跡を残すこととした。</p> <p>また、未使用の領収証の管理については、紛失等を防止するため、新たに領収証管理簿を作成した。これにより領収証の受払を記録することとした。</p> <p>なお、使用済みの領収証については、事務局長・事務局次長が最終確認し、押印の上、保管している。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年12月19日、事務局：平成29年10月17日及び同月18日）

通勤費の支給誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>公立大学法人大阪府立大学</p>	<p>非常勤教職員等に対する通勤に要する費用は、月額5万円を限度に給与に加算できると定められているが、遠方（東京等）の講師に講義を依頼している場合もあり、月額5万円を超えて支給しているものがあつた。</p> <p>○ 平成28年度中における月額5万円を超えた支給 対象者 19名 全体件数 25件 支給総額 1,592,280円（うち、超過額342,280円）</p>	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、公立大学法人大阪府立大学非常勤教職員等就業規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>また、非常勤教職員等への講師依頼の実情や雇用実態に見合った同就業規則の見直しについても検討されたい。</p> <p>【公立大学法人大阪府立大学非常勤教職員等就業規則】 （通勤費） 第23条 非常勤教職員等に対しては、通勤に要する費用として、教職員に支給される通勤手当の例により、月額5万円を限度に第20条に規定する給料に加算することができる。</p>	<p>検出事項に係る過払い分の取扱いについては、本人からの適正な届出に基づく誤った認定であることから、当法人が準拠している大阪府における「給与の訂正基準（平成28年6月1日付け人企第1235号）」に基づき、返還を求めないこととした。</p> <p>また、今後実態に見合った支給ができるよう、「公立大学法人大阪府立大学非常勤教職員等就業規則」及び「公立大学法人大阪府立大学非常勤講師に関する規程」を改正し、通勤費の上限額を月額15万円とした。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年12月12日から同月15日まで）

賞与引当金について

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>公益財団法人大阪府保健医療財団</p>	<p>賞与引当金算定の正確性について確認したところ、以下の事項が検出された。</p> <p>1 賞与に対しても社会保険料等（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料）が発生することから、賞与引当金の算定に当たっては法人負担の社会保険料等を考慮すべきであるが、考慮されていない。 このため、社会保険等の料率を約15%とすると、3,800,954円（賞与引当金既計上額25,339,694円×社会保険等の料率約15%）が過小計上となっている。</p> <p>2 賞与引当金は、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について設けられる引当金であるから、4月1日以降採用予定者分は考慮すべきではないが、算定資料を確認したところ、4月1日以降採用予定者分が賞与引当金の計算に含まれていた。 このため、246,140円（採用予定者2名支給予定額430,746円×4/7）過大計上となっている。</p> <p>3 賞与引当金の計算において、6月度の支給率を適用すべきところ、12月度の支給率が適用されていた。 このため、6月度の支給率で計算した賞与引当金は23,570,868円であり、1,768,826円過大計上となっている（既計上額25,339,694円）。</p> <p>上記の1から3を合計すると賞与引当金は1,785,988円の過小計上となっている。</p>	<p>賞与引当金について正しく理解し、適切な事務処理を行われたい。</p>	<p>賞与引当金の算定について、平成30年2月1日に関係職員（事務局長、事務長、総務課長、担当者）に計算方法等を周知するとともに、平成30年6月支給対象者、対象費用、支給率を確認した。なお、平成30年度予算に関し、平成30年3月30日に適正額を計上したことを確認した。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成29年10月10日及び同月11日）

固定資産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
<p>公益財団法人 大阪産業振興機構</p>	<p>固定資産管理帳簿に登載されているにもかかわらず、現物が確認できないものがあった。 固定資産管理規則では、使用責任者は使用している固定資産の増減・使用状況等の把握のため、毎年度、固定資産管理帳簿等と物件との照合を行い、差異を認めるときは、原因を調査し、固定資産管理者及び会計課長に報告することとなっているが、本件については報告されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="531 751 1546 890"> <thead> <tr> <th>資産名</th> <th>取得年月日</th> <th>期末数量</th> <th>取得価額</th> <th>期末帳簿価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パソコン一式</td> <td>H13.12.1</td> <td>1</td> <td>8,559,705円</td> <td>1円</td> </tr> </tbody> </table>	資産名	取得年月日	期末数量	取得価額	期末帳簿価額	パソコン一式	H13.12.1	1	8,559,705円	1円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、固定資産管理規則等に基づき、適正な事務処理を行われない。</p> <p>【固定資産管理規則】 (選任) 第4条 総括固定資産管理者、固定資産管理者及び使用責任者は、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。 一 総括固定資産管理者 常務理事 二 固定資産管理者 事務局長 三 使用責任者 課長 (亡失等の報告) 第16条 使用責任者は、当該使用責任者が管理する固定資産について、亡失、滅失又は盗難の事実を発見したときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして固定資産管理者に速やかに報告しなければならない。 一 発生の日時及び場所 二 原因及び状況 三 事実発見後の処置 四 固定資産等の損害額 五 再発の防止措置又は対策 六 その他参考となる事項 (実査) 第20条 使用責任者は、当該使用責任者が管理する固定資産について、毎事業年度内に当該固定資産の実査を行い、その管理状況の適否及び帳簿記録の正否を実地に確かめなければならない。 4 使用責任者は、帳簿等と物件との照合を行った結果、差異を認めるときはその原因を調査するものとする。また、固定資産管理者及び会計課長に報告するとともに、差異の原因について対策を講じ、再発の防止に努めるものとする。</p>	<p>現物確認できなかった備品について、会計課職員立会いによる固定資産の実査を行ったところ、除却手続を行わずに廃棄していたことが判明した。 廃棄済みであるにもかかわらず固定資産管理帳簿に記載されていた備品について、除却手続を行った。 また、固定資産管理帳簿の更新漏れを防ぐために固定資産実査に関する手引を作成し、幹部会議で周知した。 今後は、固定資産管理票を作成し、固定資産の実査を確実に実施するとともに、固定資産管理規則等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
資産名	取得年月日	期末数量	取得価額	期末帳簿価額									
パソコン一式	H13.12.1	1	8,559,705円	1円									

		<p>【固定資産の実査マニュアル】</p> <p>3 使用責任者は、各課で使用している固定資産の増減・使用状況等の把握のため、3月に実査を行い「固定資産管理帳簿」と照合をする。 この場合、差異が認められた場合は、原因を調査するとともに、固定資産管理者及び会計課長に報告する。</p> <p>4 使用責任者は、実査の結果「固定資産実査等報告書」を、「固定資産管理帳簿」を添えて固定資産管理者及び会計課長へ3月末に報告する。</p>	
--	--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成30年1月15日、事務局：平成29年11月27日及び同月28日）